

県外で産婦健康診査を受診する皆さま



県外の医療機関で受診する産婦健康診査について

今回交付しました受診票は、長野県外の医療機関では使用できません。
県外で産婦健康診査を受診される場合は、所定の産婦健診料をお支払いいたしますので、以下のとおりお手続きをお願いします。



産婦健診受診から助成金申請手続きの流れ

産婦健診を受診

初回到「産婦健康診査について」、健診ごとに「産婦健康診査受診票(補助券)」を医療機関へ提出

自費で健診料を支払う

領収書・明細書をとっておく(申請時に必要となります)

市役所窓口で申請

以下の書類を持参し、佐久市健康づくり推進課(各支所)で手続き

口座に入金

「交付決定・確定通知書」が届いてから概ね 1 か月



必ず医療機関に「産婦健康診査受診票(補助券)」を記入してもらう



申請の時の持ち物

佐久市産婦健康診査県外受診助成金交付申請書(実績報告書)【様式第 1 号】
佐久市産婦健康診査県外受診助成金交付請求書【様式第 3 号】
受診医療機関が発行した領収書と明細書の写し
産婦健診の記録がある母子手帳「出産後の母体の経過」の写し
医療機関等で産婦健診の結果を記入した「産婦健康診査受診票(補助券)」
入金する口座の通帳(請求書にご記入いただいた金融機関情報を確認するため)
委任状(入金する口座が配偶者等の名義の場合)



留意事項

- ① 助成金の額は、県外受診に要した額又は佐久市が一般社団法人長野県医師会と締結する委託契約において定めた健診料の額のいずれか少ない額です。
- ② 市からお支払いする健診料の対象は、母子健康手帳「出産後の母体の経過」に記載のある産婦健康診査で、市が交付した「産婦健康診査受診票(補助券)」に医療機関による結果の記載があるものです。母子手帳と受診票に医療機関による結果等の記載があるかをご自身でも確認しましょう。

助成の対象になるのは、以下の 5 項目をすべて実施している場合に限りです。

①問診 ②診察 ③体重・血圧測定 ④尿検査 ⑤エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

- ③ 申請期限: 県外受診をした日から 1 年以内です。

【問合せ先】 佐久市役所 健康づくり推進課 健康増進係 電話 0267-62-3189 (直通)